

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則
- ◇告示 身体障害者福祉法第十五条第一項に規定する医師の指定
身体障害者福祉法第十五条第一項に規定する医師の指定の取消し
米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人及び予備委員
道路の位置の指定
- ◇公告 ふう処理師試験及びふう調理師試験の実施規則

規則

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九十八号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（以下これらの者を「支給対象者」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業につこうとする農業従事者（他の安定した職業についている者を除く。）で雇用対策法施行規則第一条第一項第二号ロ及びニに該当するものであつて、公共職業訓練施設を行なう能力再開発訓練を受け、又は公共職業安定所の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

第四条中「支給対象者」を「前条の規定に該当する者（以下「支給対象者」という。）」に改める。

第八条第一項中「支給対象者」を「第三条の規定に該当する者（同条第一項第八号の規定に該当する者及び同条第二項の規定に該当する者のうち公共職業安定所の指示により職場適応訓練を受けている者を除く。）」に改める。

第九条第一項各号列記以外の部分中「支給対象者」を「その者」に改める。

第十条中「支給対象者」を「訓練手当又は奨励金（以下「訓練手当等」という。）の支給を受けることができる者」に改め、「（以下「訓練手当等」という。）」を削る。

第十一条第三項中「支給対象者」を「前項の規定により受給資格を有すると認定された者」に改め、同条第四項中「当該支給対象者」を「当該届

出をした者」に改める。

様式第一号その一中

1号・2号・3号・4号・5号・6号・7号・8号

を

第1項1号・2号・3号・4号・5号・6号・7号・8号・第2項

に改める。

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年六月十八日から適用する。

附則

告示

鳥取県告示第八百二十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十五年十二月十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏名	勤務先
整形外科	長谷川 淳	東伯郡三朝町山田六九〇 国立三朝温泉病院
"	"	気高郡鹿野町今市八三三ノ二 鳥取県身体障害者更生指導所
"	嘉本 崇也	米子市皆生一四八〇 山陰労災病院
"	大月 健二	"
"	那須 吉郎	"
"	貞光 信之	気高郡鹿野町今市二四二 鳥取医療生協鹿野温泉病院
内科	野村 董一	"
"	中谷 葆	東伯郡羽合町長瀬一九五〇 東伯郡羽合町国民健康保険直営診療所
"	石田 寿一	倉吉市下田中三四三 県立厚生病院
"	守山 泰庄	鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院
"	山上 英明	"
外科	貞光 信之	"

鳥取県告示第八百二十四号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第一条第二項の規定に基づき、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏 名	勤 務 先
内 科	西 本 明 文	倉吉市下田中 県立厚生病院
整形外科	太 田 俊 郎	八頭郡智頭町智頭 国民健康保険智頭病院
"	宮 本 恭 介	米子市皆生 山陰労災病院
"	岡 迪 夫	気高郡鹿野町今市 鳥取県身体障害者更生相談所

鳥取県告示第八百二十五号

昭和四十五年十二月六日執行した米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人及び予備委員を土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三十五条第一項及び米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十号)第十一条第三項の規定により、次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令第三十五条第五項及び米子都市計画事業米子駅前通

り土地区画整理事業の施行に関する条例第十一条第三項の規定により公告する。

昭和四十五年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 宅地所有者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

有限会社 米子市加茂町二丁目十番地
米子クリーニング商会

江 原 勝 米子市紺屋町百三十一番地の四

山 崎 久 作 米子市万能町五番地

杵 村 善 門 米子市明治町五十二番地

野 田 祐 一 米子市茶町七番地

瀬 尻 孝 昌 米子市日野町十一番地

二 借地権者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所

小 室 安 正 米子市東町九十二番地

大 原 勇 助 米子市末広町二番地

三 宅地所有者のうちから選挙される委員についての予備委員の氏名及び住所

保 木 本 繁 男 米子市東町百七番地

四 借地権者のうちから選挙される委員についての予備委員の氏名及び住所

祇 園 芳 照 境港市馬場崎町九十番地

鳥取県告示第八百二十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十二月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市相生町四丁目二〇三 日ノ丸不動産 有限会社 代表取締役 大石 音蔵	鳥取市生山字井堀九六ノ四の一部 津ノ井字井堀二二八ノ一 二二八ノ二 二二九 一三〇 一三一 一三二 一三三 一三四 一三八 一三九 一三九地先農道 一三八 二二八ノ一 二二八ノ二	幅員 五・九〇 メートル 延長 三〇八・〇〇 メートル

公安委員会規則

一三〇
一三一
一三二
一三三
一三四

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十二月十五日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純

鳥取県公安委員会規則第六号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県倉吉警察署の項中

羽合町長瀬

羽合町大字長瀬

を
羽合町長瀬
羽合町大字久留
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

ふぐの取扱等に関する条例 (昭和34年 3月鳥取県条例第12号) 第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和45年12月15日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和46年 1月27日現在において年令18才以上で、食品衛生法施行令 (昭和28年政令第229号) 第5条第11号又は第13号に規定する営業若しくは乾ふぐ製造営業に2年以上従事している者

(2) ふぐ調理師試験

調理師法 (昭和33年法律第147号) 第2条に規定する調理師である者

2 受験手続

(1) 願書の受付期間

昭和46年 1月7日から昭和46年 1月12日まで

(2) 受験願書の提出先及び添付書類

受験願書に次の書類を添えて住所地を管轄する保健所に提出するこ
と。

ア ふぐ処理師試験

(ア) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(イ) 写真 (名刺型、正面、脱帽、上半身像のもので、最近6月以内

に撮影したもの)

(ウ) 魚介類販売業 (店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び魚介類せり売り営業 (鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。))

を除く。)、魚肉ねり製品製造業 (魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鰯肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。)

又) 又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書

イ ふぐ調理師試験

(ア) 履歴書

(イ) 写真 (名刺型、正面、脱帽、上半身像のもので、最近6月以内に撮影したもの)

(ウ) 調理師免許証の写し

3 試験期日

(1) 筆記試験

昭和46年1月27日午前10時から12時まで

(2) 実施試験

昭和46年1月28日午前10時から (米子、根雨保健所管内受験者)

昭和46年1月29日午前10時から (鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内受験者)

4 試験場所

(1) 筆記試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者

鳥取市東町1丁目 鳥取県自治会館

- 米子、根雨保健所管内の受験者
米子市西福原 米子保健所
- (2) 実施試験
鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者
鳥取市西町1丁目 鳥取家政高等学校
米子、根雨保健所管内の受験者
米子市錦町1丁目 鳥取県立米子西高等学校
- 5 試験科目
(1) ふぐ処理師試験
ア 衛生関係法規
イ 公衆衛生学
ウ 食品衛生学
エ ふぐ処理の実地(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)
(2) ふぐ調理師試験
ア 衛生関係法規(主として条例)
イ ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
ウ ふぐ調理の実地(毒性臓器の鑑別を含む。)
- 6 試験手数料及びその納付方法
(1) 試験手数料 500円
(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙
はりつけ欄にはりつけること。
この場合、消印しないこと。
- 7 試験当日の携行品

- (1) 筆記試験
受験票、筆記用具及び上せうり
- (2) 実地試験
受験票、白衣、庖丁、耐水性のはきもの及び白帽又は三角巾
- 8 合格者の発表
実地試験終了後1週間以内に所轄保健所に掲示する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。】